

「写」

その3

事 務 連 絡

平成18年4月10日

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部）長 殿

都道府県老人医療主管部（局）

老人医療主管課（局）長 殿

地方社会保険事務局長 殿

厚生労働省保険局総務課

保険システム高度化推進室

平成18年度及び平成19年度においてオンラインによるレセプトの提出を行おうとする保険医療機関及び保険薬局に係る厚生労働大臣の指定に関する窓口等について

平成18年度及び平成19年度において、保険医療機関及び保険薬局が、療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令附則第四条第一項の規定による厚生労働大臣の指定を受けようとする場合には、厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室が手続の窓口となりますので、その旨ご連絡します。

なお、平成18年度中においては、

- ① 審査支払機関におけるコンピュータ機器の増強整備の途上にあることから、指定数を絞ったものとする予定であること（平成19年度からはこうした制約をなくす予定）
- ② 指定前にテスト運用の確認を十分に行う予定であり、指定までに一定の期間を要すること

につきまして、あらかじめご承知おきをお願いします。

連絡先：

厚生労働省 保険局 総務課 保険システム高度化推進室 岡田、中村、星野  
〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 TEL 03-5253-1111(内線 3267、3269)